

会員の皆様へ

休校期間を5月31日まで延長します。（さいたま市の小・中学校の対応に合わせて。）
2020年4月30日現在

■期間 2020年4月8日（水）～ 5月31日（日）

- 期間は、新型コロナウイルスへのさいたま市の対応に準じて変更となる場合がございます。
- 営業を再開する際は、弊社ホームページやアプリのメール等でご案内いたします。

■会費等の取り扱いについて

- ・5月7日、6月5日の請求はございません。

但し、春休み短期教室の受講料を口座振替で希望された方につきましては、6月5日に短期教室受講料のみ請求させていただきます。

- ・臨時休館中の施設における4月分の会費及び休校費につきましては、次月以降の会費に充当させていただきます。
- ・休校費などの調整につきましては、7月の口座振替（予定）となります。

■各届出について

- ・臨時休館日期間中のお手続きに関しては受付時間を縮小して下記の通り対応させていただきます。

【受付日時】

5月1日（金）から7日（木）

5月29日（金）から31日（日）

受付時間 AM11:00からPM4:00まで

- ・6月コース変更 → 5月31日（日）PM4:00まで
- ・5月末退校 → 6月14日（日）受付時間内
- ・6月休校 → 6月14日（日）受付時間内

※上記受付日時以外、またはメールや留守番電話での受付はできません。

■5月入会について

- ・5月入会の皆様につきましては、6月入会に変更させていただきます。

会員の皆様には、ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力の程よろしくお願い致します。